

【申請者】

氏名

電話 _____

令和7年度練馬区住まいの防犯対策費助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。なお、助成金の認定に必要な範囲で、区が住民基本台帳の記録情報を調査し、利用することを承諾します。また、交付決定後は、助成金を下記の振込口座に振り込んでください。

防犯対策物品名	☐ 防犯カメラ ☐ カメラ付きインターホン ☐ 面格子 ☐ 人感センサー ☐ 防犯フィルム ☐ 防犯性能の高い錠 ☐ 補助錠 ☐ 防犯ガラス ☐ 雨戸・窓シャッター ☐ 防犯砂利 ☐ その他の物品（ ）※複数選択可
購入年月日	年 月 日
建物区分	☐ 自己所有 ☐ 賃貸 ☐ 戸建て ☐ 共同住宅
助成対象経費 (※領収書等に記載の金額)	円
交付申請(請求)額 (※千円未満切捨て) (※上限額 3 万円・助成対象経費に 3/4を乗じて得た額)	円

- 【提出書類】(1) 領収書等の助成対象経費を支出したことを証する書類
(2) 誓約書（別紙１）
(3) 申請書類確認書（別紙２）

振込口座	金融機関	銀 行 信用金庫 信用組合 ()				本 店 支 店 出張所		
	預金種別	普通 ・ 当座						
	口座番号							
	フリガナ							
	口座名義							

誓 約 書

以下の項目についてご確認いただき、提出書類と併せて本確認シートをご提出ください。
(チェック欄にチェックマーク☑を記入してください。)

項目	チェック欄
【全申請者】	
練馬区内に住所を有し、かつ、現に居住しています。	
同一世帯で複数回の申請はしていません。	
管理者や管理組合等、区に住所を有する個人以外からの申請ではありません。	
防犯対策物品の設置場所は、店舗や事務所など住居以外の場所ではありません。	
設置費用については、防犯対策物品を取り扱う事業者に依頼したものを申請しています。 (知人等の個人に依頼し、要した費用(謝礼・報酬等)は対象外)	
購入した防犯対策物品は申請者が使用し、転売・譲渡等を目的としていません。	
助成金交付後、交付要件を満たしていないこと、偽りの申請その他不正の手段により助成金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、速やかに助成金を返還します。	
【賃貸物件に設置する場合】	
防犯対策物品の設置を行うことについて、所有者や管理者等の同意を得ています。	
【共同住宅に設置する場合】	
防犯対策物品の設置を行うことについて、管理者等の同意を得ています。	
【カメラ機能の付いている機器を設置する場合】	
設置場所および撮影範囲は、申請者である住民の管理の及ぶ範囲内です。 撮影範囲内にやむを得ず管理の及ばない範囲が入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の使用者、所有者、管理者等の同意を得る、画像データについて適正な管理をするなど、近隣住民のプライバシー保護に万全を期しています。	

年 月 日

申請者氏名(自署)

申請書類確認書

提出書類についてご確認いただき、申請書類と併せて本確認シートをご提出ください。
(チェック欄にチェックマーク☑を記入してください。)

■ 提出書類の確認

提出書類		チェック欄
1	領収書その他の書類の写し	
	※宛名、施工日または購入日、領収金額、領収年月日、販売店の名称等が記載されているもの	
2	製品名（品番）および設置工事の詳細がわかる書類の写し	
	※防犯対策物品のカタログや説明書、外箱やパッケージの画像、工事に係る報告書など。 ※領収書に記載されている場合は不要	
3	防犯対策物品の設置後の写真	
	※複数の防犯対策を実施した場合は、その箇所ごと	
4	口座情報の確認書類	
	※通帳・キャッシュカードの写し、WEB通帳の画面の写しなど、口座名義人と口座番号が確認できるもの	
5	所有者、管理者等からの同意書	
	※賃貸物件または共同住宅にお住まいの方のみ	